

熊本県放課後児童支援員認定資格研修事業実施要項

1. 趣旨・目的

この要項は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に定めるもののほか、県が行う放課後児童支援員認定資格研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施について必要な事項を定めるものとする。

認定資格研修は、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員として必要な知識・技能を補完するため、業務を遂行する上で必要最低限の知識・技能とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識することを目的とするものである。

2. 実施主体

認定資格研修の実施主体は熊本県とし、事業の一部を業者（以下「委託業者」という。）に委託して行う。

3. 実施内容

(1) 研修対象者

基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者で、放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事しようとする者とする。

(2) 定員

1回の認定資格研修の定員は、おおむね100名程度とする。ただし、認定資格研修の効果に支障が生じない限り、実施回数や研修会場の規模を考慮して、当該定員数を超えて設定することができるものとする。

(3) 研修項目・科目及び研修時間数等

研修項目、研修科目及び研修時間数等については、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成事第350号こども家庭庁成育局長通知）のとおりとし、研修日程等は募集案内に示すところによる。

(4) 研修の教材

認定資格研修の教材は、委託業者が候補を選定し、県と協議の上決定するものとする。

(5) 科目の一部免除

研修対象者が、既に取得している資格等に応じて、以下のとおり、研修科目の一部について免除する。

ア 基準第10条第3項第1号に規定する保育士の資格を有する者
別紙の「2-④子どもの発達理解」、「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」、「2-⑥障害のある子どもの理解」、「2-⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」

イ 基準第10条第3項第2号に規定する社会福祉士の資格を有する者
別紙の「2-⑥障害のある子どもの理解」、「2-⑦特に配慮を必要とする子どもの理解」

ウ 基準第10条第3項第4号に規定する免許状を有する者
別紙の「2-④子どもの発達理解」、「2-⑤児童期（6歳～12歳）の生活と発達」

(6) 既修了科目の取扱い

受講者が認定資格研修受講中に、他の都道府県に転居した場合や病気等のやむを得ない理由により認定資格研修の一部を欠席した場合等における既修了科目の取扱いについては、既に履修したものとみなす。この場合において、熊本県知事（以下「知事」という。）は、受講者に対し「放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証」（様式第1号）を発行する。

(7) 修了の認定・修了証の交付

知事は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識・技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」（様式第2号—①）及び「放課後児童支援員認定資格研修修了証（携帯用）」（様式第2号—②）を交付する。

4. 実施手続き

(1) 受講の申込み及び受講資格等の確認

受講希望者は受講の申込みをするに当たっては、放課後児童健全育成事業所を所管する市町村を経由して、受講申込書（様式第3号—①）、科目免除申請書（様式第3号—②）及び基準第10条第3項の各号のいずれかに該当することを証する書類（様式第3号—③、様式第3号—④、様式第3号—⑤）を知事に提出するものとする。

市町村は、受講申込書等を知事に提出するに当たっては、受講申込書等により、受講希望者が基準第10条第3項各号のいずれに該当するかの確認について、確実にその確認を行うこと。

5. 認定等事務

(1) 認定者名簿の作成

知事は、「放課後児童支援員認定資格研修修了証」を交付した者の氏名、生年月日、現住所又は連絡先、修了年月日、修了証番号等を記載した「熊本県放課後児童支援員認定者名簿」を作成する。

(2) 修了証の再交付等

認定を受けた者が、認定者名簿に記載された内容（氏名、現住所又は連絡先）に変更が生じた場合、又は修了証を紛失（又は汚損）した場合は、放課後児童支援員認定資格研修修了証再交付申請書（様式第4号）により届け出ることとし、知事は、届出に基づき、認定者名簿を更新するとともに、修了証の再交付等の手続きを行うものとする。

(3) 認定の取消

知事は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合には、当該者を認定者名簿から削除することができる。

ア 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合

イ 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合

ウ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合

エ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合など

6. 研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者等が負担するものとする。

7. その他

この要項に定めるもののほか、認定資格研修の開催に必要な事項については、委託業者と県が協議して定める。

附則1 この要項は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度の認定資格研修から適用する。

附則2 この要項は、令和3年8月10日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則3 この要項は、令和4年7月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則4 この要項は、令和6年（2024年）6月12日から施行し、令和6年（2024年）4月1日から適用する。

附則5 この要項は、令和8年（2026年）6月9日から施行し、令和8年（2026年）4月1日から適用する。